

地方税から国税への情報連携について

この点について、財務省より、一つの例示として扶養是正の仕組みについてご説明をいただきました。

その上で、委員から、地方税から国税への情報連携を、より拡大していくべき旨のご指摘がありました。

これを踏まえて、地方税から国税への情報連携として、現在実施されている事項についてご教示いただくとともに、委員のご指摘を受けた上での今後の取組について、ご回答ください。

両省で調整の上、任意の様式でご提出ください。

地方税当局から国税当局への情報連携としては、現在、

- ① 地方税当局に提出された給与支払報告書等により把握された所得控除や合計所得金額の変更に係る情報（扶養是正情報、申告漏れの収入情報、無申告情報（注））の提供
- ② 地方税当局が受理した所得税確定申告書の情報の引継ぎなどが実施されているところ。

なお、地方税当局から国税当局へ提供されるこれらの情報については、データによる場合と書面による場合が存在。

（注） 具体例（以下は、給与支払報告書や国税当局から地方税当局へ提供される所得税確定申告書情報の確認作業を通じて、地方税当局側で把握できるもの。）

- 扶養是正情報：扶養控除や配偶者控除の適用誤りがある場合に提供される情報。
- 申告漏れの収入情報：複数か所からの給与収入があり、確定申告への収入合算漏れがある場合に提供される情報。
- 無申告情報：複数か所からの給与収入があり、申告義務があるものの確定申告をしていない場合に提供される情報。

今後の取組方針としては、上記についてデータによる情報連携が実現されれば、国税当局における事務処理が効率化され、早期に納税者への是正連絡や還付金の支払い等が可能になると考えられることから、順次、データによる情報連携拡大に向け協議・調整してまいりたい。